

## 社会福祉法人美馬市社会福祉協議会地域福祉推進公募配分金事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は社会福祉法人美馬市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、美馬市におけるボランティアや特定非営利活動法人等の活動の発展と、共同募金への理解の拡大を目的に、共同募金の配分金の一部を財源として公募で行う助成事業について必要な事項を定める。

### (実施主体)

第2条 この事業の実施主体は本会とする。

### (実施期間)

第3条 この事業の実施期間は、毎年度4月1日から3月1日までとする。

### (助成金の交付対象)

第4条 助成金の交付対象は、美馬市内で活動する非営利の次の団体とする。ただし原則として、本年度中に他の助成を受けている、または受ける予定のある団体を除く。

- (1) 法人格を持たない任意団体（以下「ボランティア団体等」という。）
- (2) 特定非営利活動法人

### (助成金の交付対象とする事業)

第5条 助成金の交付対象とする事業は、地域福祉推進の視点から「誰もが安心して生活できる福祉のまちづくり」を目指す事業で、美馬市内で実施する次のものとする。

- (1) 住民を対象とし、地域福祉を推進する事業。
- (2) 活動の発展のために必要な資機材の購入。

なお、次の経費は交付対象としない。

- ①会員の互助、またはそれに類する目的の事業にかかる経費
- ②不動産の購入や光熱水費等の団体運営にかかる経費
- ③その他、事業経費として不相当と本会会長が認める経費

### (助成金の交付金額)

第6条 団体の交付金額は、次のとおりとする。

- (1) 1団体につき10万円を限度とする。
- (2) 同じ事業内容で継続した申請を行う場合2年目は1年目の半額以内とするが、事業内容、継続性を考慮し審査会で決定する。3年目以降についても審査会で決定する。

### (助成対象団体の募集)

第7条 助成対象団体の募集は、公募により行う。

(審査)

第8条 審査は、次のとおりとし、審査基準については、本会会長が別に定める。

- (1) 書類審査会 書類選考
- (2) 審査会 書類選考

(審査員)

第9条 審査員は、5名の次の各号に当てはまる者で構成し、審査員の互選により審査員長1名を置く。

審査員は、審査会を行い、書類審査会は本会事務局で行う。

- (1) 本会理事のうち学識経験者若干名
- (2) その他本会会長が認めた者

(申請手続き)

第10条 助成金の交付を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、地域福祉推進公募配分金事業助成申請書（様式第1号）を本会会長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

- (1) 申請団体の会則、会員名簿、前年度事業報告書・決算書、当年度事業計画書・予算書
- (2) その他本会会長が必要と認める書類

(審査結果通知並びに助成決定通知)

第11条 審査会の結果は、助成決定通知書(様式第3号)により決定団体に通知する。

(事業報告)

第12条 助成を受けた団体は、事業終了後1ヶ月以内、又は本会の指定する期日までに事業報告書（様式第4号）を、本会会長へ提出しなければならない。

(助成金の返還)

第13条 本会会長は、次の各号に該当すると判断したときは、助成金の全額、または、一部の返還を求めることができる。

- (1) 事業所要額が助成金交付額を下回ったとき
- (2) 事業が適正に実施されなかったとき
- (3) 本実施要綱の規定に違反したとき

(その他)

第14条 この要綱の実施に関し、必要な事項は本会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年1月9日に一部改正し、施行する。

この要綱は、令和3年1月20日に一部改正し、施行する。